

清末広東の女性と習俗——『時事画報』『賞奇画報』——

小川 快之

はじめに

本章で取り上げる史料は、広東省立中山図書館が所蔵する清代末期の広東で発行された画報（絵入新聞）を集めた『旧粵百態——広東省立中山図書館蔵晚清画報選輯——』（¹）に収録された珍しい女性の習俗を紹介した記事である。清末には『点石齋画報』をはじめ、当時の珍しい習俗や事件、さらには世界事情なども紹介した画報の刊行が盛んになっており、清代の社会史・文化史・法制史などを研究する上で貴重な史料となっている。

画報の代表格である『点石齋画報』は、光緒十年（一八八四年）から光緒二十四年（一八九八年）に中国語新聞の『申報』で有名な上海の申報館（経営者はイギリス人アーネスト・メイジャー）から刊行され、通常販売以外に十二号ごとと一まとめにした本の販売も行っていた。その内容については中野美代子・武田雅哉の両氏が紹介しているが（²）、清代の社会史・法制史との関連で言えば、相田洋氏（そうだひろし）が関連文献も含めて詳しく解説をしている（³）。

画報史料には絵だけではなく、通常、絵の余白に説明文がついており、さらに編集者の評語が書かれているものもある。画報の記事は単に民衆に受けそうな面白い事件を紹介するという側面以外に、啓蒙的な意図や社会風刺的な観点から書かれたものも多く、画報によってそのスタンスには違いもみられる。そのため、画報史料を取り扱う場合には、編集者のスタンス、編集者がなぜそのテーマに注目したのか、この記事で何を伝えようとしているのかといった問題についても留意する必要がある。また、絵については、現実の光景を踏まえたものも多いが、絵師が伝聞をもと

に創作したのも多く見られるのでその点も注意が必要である。

『旧粵百態』の前言によれば、『時事画報』は、光緒三十一年（一九〇五年）に創刊され、関係者が強烈な社会的な責
任感をもっていたことにより、内容に啓蒙的な色彩が見られると書かれており、説明文の後にその啓蒙的な意図を踏
まえた評語を付ける形式になっている。また、『賞奇画報』は、光緒三十二年（一九〇六年）に創刊され、愚かな民を
批判し、頑迷な者を啓発することを目的としたものであったが、言論は割と控えめで、『時事画報』よりも保守的な立
場をとっているとされ、評語がついているものもあればないものもある。今回取り上げる『旧粵百態』は、光緒新政
の時期にあたる光緒三十一年（一九〇五年）から光緒三十三年（一九〇七年）の『時事画報』と『賞奇画報』の記事から
広東に関する二五三枚を収録している。

ところで、伝統中国の女性については、大澤正昭氏が、宋代以降、男尊女卑的な傾向が強まったとされる一方で、そ
うした中でも生業などの抛り所を背景にして、それに抵抗する（強い）女性像も見られること、また、男尊女卑の結
果、女兒を間引きする溺女の習俗が生まれ、女性の減少化が見られ、それがさらに売妻の習俗を生んだことが女性の
存在意義を増すことにつながったことなどについて述べている（4）。

さらに清代の漢民族の女性の習俗と言えば、足を布で縛って親指以外の足指を折り曲げて人為的に小さな足を作り
上げる纏足てんそくという独特な習俗が知られる。纏足といえ、足そのものが注目されがちであるが、纏足の美の重点は足
そのものより、弓鞋きゆうあひと呼ばれる纏足靴に包まれた外見の美しさにあった。纏足は上流階級の女性の象徴とされていた
ため、女性たちが自分の娘や孫娘に対してよい結婚ができるようにと纏足をさせていた。さらには綺麗な纏足である
ことは家の名誉とも関係があり、より小さな纏足の女性を娶った男性は羨望の的となっていた。つまり、清代には女
性たちが纏足を武器に自身や家族の上昇を図る現象も見られた（5）。

こうしたことを考えると、伝統中国の女性像は、社会的に抑圧された弱い存在という見方だけでは理解できない面

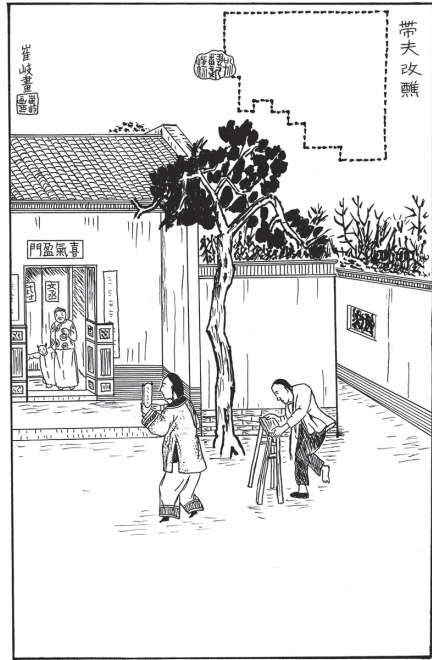
があることが分かる。『時事画報』や『賞奇画報』にはそうした（強い）女性像を考える上で興味深い記事が多くみられる。ここではその中からいくつかの女性の習俗に関する記事を読みときながら、清末の広東の女性たちをめぐる問題について考えてみたい⁶⁰。また、併せて画報史料の歴史史料としての性格やその活用の可能性についても考えてみたい。

記事を読む前に、まず、清代の広東とはどのような地域なのかについて簡単に説明しておきたい。広東は地理的にはベトナムに近い中国の南方に位置し、珠江という大河の流域が中心となった地域で、海岸線が広く伸びており、海産物にも恵まれている。現在の広東省の省都である広州には、清代には広州府がおかれ、対外貿易港を有しており、外国文化が入りやすい地域でもあった。また、清末には、アヘン戦争などで清朝がイギリスに敗れ、香港島や九龍半島がイギリス領となったためその傾向は強くなっている。さらに広州府の管轄下の南海県・番禺県・順徳県一帯は、珠江デルタに位置し、明代には砂洲が囲基（堤防）の建設により開発され、明末には、基台（堤）に果樹や桑木を植えて蚕を飼い、死蚕や屑繭を魚の養分として塘（魚を養殖する池）に投入する「桑基鱼塘」という生産様式が普及し、海外貿易の活発化という背景のもと、養蚕業・製糸業の発展が見られた⁶¹。また、広東は、北方にある福建や江西とは山々で隔たれ、他の漢民族の居住地域とは異なる独自の文化が多いことでも知られている。なお、本章の引用史料の画像は原図を参照して筆者が手書きしたものをを用いている。原図では点線で囲われた部分に説明文が記されている。

史料Ⅰ 『賞奇画報』 帯夫改嫁図——夫を連れて再婚する——

標点文（原図説明文）

帯夫改醮。海陽縣新橋頭鄉某氏婦、所夫既喪、復贅某甲、伉儷頗篤。惟甲偏枯成疾、以致終窶且貧。氏乃與甲熟商、謀爲改醮之舉、并訂明帶同病夫就養其家。旋由媒向某乙說合、兩無異言、氏遂偕病夫及攜原配故夫之木主歸乙焉。



絵の説明

絵には、足に障害があり、木製の台を杖としている夫を伴い、亡夫の位牌を手に持ち、左上の屋敷で待つ裕福そうな服装の新郎の家に向かっていている女性が中心に描かれている。新郎の足元には息子らしき子供がいるため、その面倒も見てもらいたいと考えての再婚のように考えられる。

演習に臨んで

清代には各地方行政単位ごとに、地元知識人が主体となって、地域の歴史や文化・史跡など様々な情報を記した絵合書と言える地方志という書物が盛んに編纂された。それらの地方志では一般的に節婦と呼ばれる夫と死別しても再

訓読文

夫を帯して改醮す。海陽縣新橋頭郷の某氏の婦、夫とする所は既に喪く、復た某甲を贅し、伉儷は頗る篤し。惟だ甲偏枯にして疾と成り、以て終に窶にして且つ貧なるを致す。氏は乃ち甲と熟商し、謀りて改醮の擧を爲し、并せて病夫を帯同してその家に就養せられんことを訂明す。旋いで媒に由りて某乙に向かひて説合し、兩に異言無く、氏遂に病夫及び攜ふる原配の故夫の木主と偕に乙に歸す。

婚しない賢婦人を特筆・顕彰した項目が掲載されている。節婦を顕彰していることは、当時それだけ節婦が少なかつたということ、つまり再婚が多いことを暗示しているが、清末広東の画報には、それとは逆に夫を助けるために再婚する頼もしい賢婦人が登場している。

この記事の説明文では「広東の海陽県のある婦人が半身不随の夫を連れて再婚する情景である。崔岐の作画、『賞奇画報』丙午の年（一九〇六年）第二期の刊行、張克誠・朱錫昌・覇倫・海仲などの編集、光緒三十二年（一九〇六年）の石印本」と書かれている。石印本とは薬品入りの墨で紙に手書きをし、それを石版に転写して印刷した本のことである。

〈改醮〉「再婚する」という意味。〈偏枯〉「偏風」と同じで、半身不随という意味。〈終窶且貧〉『詩経』北門が出典の言葉。〈木主〉位牌のこと。

現代語訳

夫を連れて再婚する。（潮州府の）海陽県新橋頭郷の某氏の夫人は、夫であつたものがすでに亡くなっていて、また某甲を入り婿に迎え、夫婦仲はかなり良かった。ただ、甲が半身不随のうえ病気となり、とても貧しくなつてしまつた。彼女はそこで甲としつかり相談し、共謀して再婚をすることにし、病気の夫を連れて再婚相手の家で養つてもらふことを、書面を交わして取り決めた。まもなく仲人は某乙との仲を取り持つて、両者ともに異論がなかつたので、彼女はついに病気の夫と携えていた最初の亡夫の位牌とともに乙に嫁いだ。

この史料が語るもの

清代には、売妻や妻を質に入れる典妻という行為は政府が禁じていたが、女性人口の減少という状況下ではそれを

取り締まることは難しく、特に貧困や夫の病気などで困窮した場合、妻が主導的に動いて売妻や典妻をすることはよく見られた。さらには妻が夫を養うために新しい夫を家の中に引き入れる招夫養夫の習慣（事実上の「妻多夫」）もあった。こうした売妻・典妻の慣行については岸本美緒氏の論考⁽⁸⁾やマシュー・H・ソマー氏の著書⁽⁹⁾で詳しく論じられている。

この記事の事例は、売妻ではないが、妻が病夫を助けるために、新郎の家に嫁いでいるので、行為の目的には貧困による売妻や招夫養夫と似たものがあると考えられる。ただ、病夫は入り婿なので、妻が主導的になる傾向、事実上の家長として家を切り盛りする傾向が強いようにも考えられる。

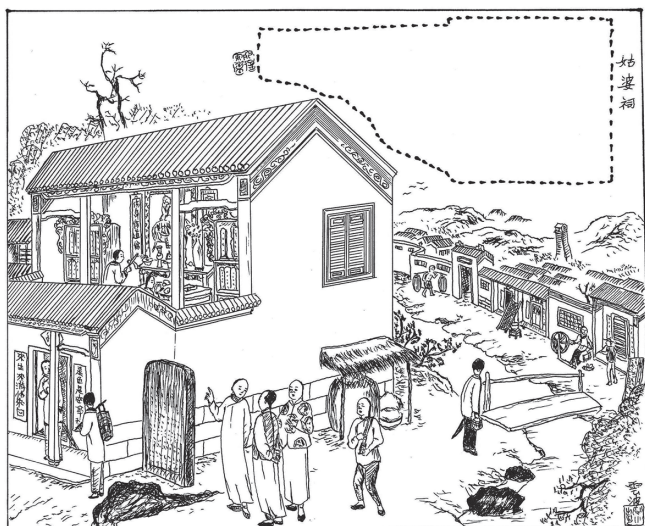
『賞奇画報』の記事ということで、珍しい事件や情景を取り上げたものであるが、病夫を伴っての再婚（事実上の売妻）自体は当時よく見られた光景であった。評語がないため、編集者が好意的に取り上げたのか、批判的に取り上げたのか、どの点を珍しいと考えたのかは判然としないが、亡夫の位牌を伴う点が新奇の「節婦」として注目できると考えたからのようにも思われる。ただ、この点についてはさらに他の事例も検討する必要がある。なお、再婚後の亡夫の祭祀のあり方がどのような点になっていたのかという点については気になる点である。

史料Ⅱ 『時事画報』 姑婆祠[㊦]——不婚女性の祭祀——

標点文（原図説明文）

姑婆祠。南海龍畔郷、素多女子出嫁不返夫家、而求自食其力者、經計大約有貳百餘口。此等陋習、實爲鄉中大患。今竟膽敢在龍畔沙起一姑婆祠、每人科銀伍拾兩、經于去歲落成。凡有願入祠內去世者、則收回費用銀一十兩、以爲嘗典。歲經紳士嚴禁、而內中有耆民代爲主權、是以全不遵禁。聞不日三堡紳士、聯名稟官毀拆矣。

語曰、你慌有姑婆山拜咩。姑婆無山、而有姑婆祠堂、可謂奇矣。然祠堂雖有、誰則爲之拜掃耶。昔則姑子歸宗者、今



則宗子歸姑然後可也。向以孤魂無主爲憂、茲則以姑魂有主爲樂、但不知可爲長樂否。

訓読文

姑婆祠。南海の龍畔郷、素より女子の出嫁して夫家に返らずして、自ら其の力に食を求める者多く、經に計へて大約貳百餘口有り。此れ等の陋習、實に郷中の大患と爲る。今竟に膽敢して龍畔沙に在りて一姑婆祠を起し、每人銀伍拾兩を科して、經に去歲に落成す。凡そ祠内に入りて去世するを願ふ者有らば、則ち費用の銀一十兩を收回して、以て嘗典と爲す。歳ごとに紳士の嚴禁を経るも、内中に耆民有りて代はりて主權を爲し、是を以て全く禁に違はず。日ならずして三堡の紳士、聯名して官に毀拆を稟すと聞く。

語に曰く、你慌てて姑婆山の拜を有するか。姑婆に山無くして、姑婆祠堂有るは奇と謂ふべし。然りて祠堂有ると雖も、誰か則ち之の爲に拜掃するや。昔は則ち姑子の宗に歸る者あり、今は則ち宗子の姑に歸りて然る後に可なるや。向に孤魂の主無きを以て憂ひと爲し、茲則ち姑魂の主有るを以て樂と爲す。但だ知らず長樂と爲るべきや否や、と。

絵の説明

絵には、中央に大きく姑婆祠の建物が描かれ、祭壇には老子らしき掛け軸がかけられ、両脇には位牌が並べられていて、二人の女性が拜礼している。建物の横には石碑があり、ここには寄付者の名前が記されていると考えられる。その横では数名の男性が姑婆祠を指さしながら会話をしており、彼らは姑婆祠の建設を批判している紳士（郷紳）であると思われる。さらに右側には姑婆屋と思われる建物が描かれ、その前では糸繰りいとくりをしている女性や物を運搬する人物などが描かれている。

演習に臨んで

『時事画報』にはIの記事の女性とは真逆の婚姻や夫との同居を拒絶する（強い）女性たちが登場している。この記事の説明文では「南海県の某地で自活する女性が資金を集めて姑婆祠を設立した情景である。譚泉の作画、『時事画報』丁未の年（一九〇七年）第一四期の刊行、潘達微・高剣父・何剣士・陳垣らの編集、光緒三十三年（一九〇七年）の石印本」と書かれている。

成田静香氏は、清代の広東では、結婚後、妻が妾を提供し、妻は死ぬまであるいは死ぬ直前まで夫の家に入らない不落夫家という行為や既婚の女の形にまげを結うことによって、不婚を表明して生きる自梳女じそになる行為が見られたとしている⁽¹⁰⁾。この記事に出てくる姑婆とはこの自梳女のことである。成田氏は、彼女たちは生家や親が与えた家、自梳女が集まって生活する姑婆屋おばやで暮らし、親の同意を得て自梳女になる者もあり、結婚とならぶ選択肢の一つになっていたとしている。

こうした広東の自梳女については、ジャンヌ・E・ストックカード氏の著書があり⁽¹¹⁾、相田洋氏も不落夫家をした

女性や自梳女を支援する義姉妹による金蘭会という組織と民衆文芸の関係について論じている⁽¹²⁾。相田氏によれば、こうした現象が見られた背景について、①少数民族の間を中心に、女たちが結婚しても一定期間実家で暮らし、婚家に住まない「不落夫家」という風習が以前からあったこと、②結婚は不潔で忌まわしいという思想が、宝巻・木魚書などと呼ばれる宗教的民間文芸を通じて浸透していたこと、③清末にはこの地方で製糸業が発達して、娘たちは女工として経済的な自立が出来たことなどがあると述べている⁽¹³⁾。

また、劉正剛・喬玉紅の両氏が、知識人が自梳女たちを貞女と呼ばれる親に孝行を尽くす女性として地方志に記載する例があったことを紹介しており⁽¹⁴⁾、知識人も黙認せざるをえない状況となっていたことが分かる。さらに片山剛氏は、自梳女を含む未婚女性の位牌は生家の祭壇では祀ることができないことになっていたため、生家の一族の祠堂（位牌を祀る施設）や神廟・尼寺、百姓公婆祠（祀る人がいない位牌を祀る施設）、百姓姑婆祠などに安置していたと述べている⁽¹⁵⁾。この記事はこの姑婆祠について書かれたものと考えられる。

〈自食其力〉「自分の力で生活する」という意味。〈瞻敢〉「あえてゝする」という意味。〈嘗典〉未詳であるが「祭祀費」のことか。〈咩〉語気詞の一種と思われる。〈姑婆山〉向尚等著の『西南旅行雑写』の広東の自梳妹に関する記述の中に、「必ず死後、一座の山に葬られる。遠処近処を問はず、生前に必ず『姑婆山』にやって来て既に葬られている姉妹と一緒に好葬地を見る。未死者は、既死者の者に対して年中、紀日には祭祠或は省視を致す。故に自梳妹は決して後継のないことを念としない」（河上純一訳）とある⁽¹⁶⁾。ここで言う姑婆山は、結婚を拒否して仙人になったとされる何仙姑⁽¹⁷⁾を祀る廟がある広西の賀州の姑婆山のこととも考えられるが未詳。

〈歸宗〉「実家へ戻る」の意味。〈孤魂〉「供養する後嗣がなく祭祀してもらえない霊」のこと。〈姑子歸宗〉尼姑（尼僧）になった娘を、死後ひきとって父の実家で祭るという意味で、片山氏の先述の指摘をもとに考えると、実家一族の祠堂に位牌を安置するということになる。

一方、「宗子歸姑」については、宗子とは本来的には「祠堂で父祖の祭祀をする権利をもつ人」という意味で、一般に父祖を祭祀するのは男性子孫とされるが、ここでは文脈から言って宗子とはどうしても女性と考へざるをえないので、「父の宗に所属している子（娘）」という意味になる（この点については佐々木愛氏からのご助言も参考にした）。ジャニス・E・ストツカード氏や片山氏は、「息子」として自梳女が社会的に扱われることがある事例を紹介しており⁽¹⁸⁾、そうしたことも背景にあるかもしれないが、この点についてはさらに検証する必要がある。なお、自梳女については、この他にも研究があり、湯山千里氏が関連研究の紹介をしている⁽¹⁹⁾。

現代語訳

姑婆祠。（広州府の府治にある）南海県の龍畔郷にはもともと嫁入りしても嫁ぎ先に行かないで自活しようとする女子が多く、合算するとおおよそ二百人ばかりいる。これらの悪習は本場に郷里の社会問題となっている。今とうとうあえて龍畔沙に姑婆祠なるものを建てて、一人から銀五十両を出させて、昨年落成した。おおよそ祠で祀ってもらうことを願って亡くなった者がいると、費用として十両を納入させて、祭祀費としている（五十両を出した者も払うのかどうかは未詳）。例年、郷紳が厳禁しているが、その中に長老格の世話人がいて代表して反抗して、全く従わない。近いうちに三堡の郷紳が連名で官に壊すように稟文⁽²⁰⁾で要望すると聞いている。

評語…お前（たち）はどうして慌てて姑婆山の礼拝をしようとするのか。姑婆に山（墓地）がなく、姑婆祠堂だけがあるのは奇妙と言うしかない。祠堂があると言っても誰がその祭祀や管理をするのであろうか。昔は、尼僧になったむすめを死後父の家に戻して祭ったものだが、いまは父祖を継いでいる子（娘）でも死んだら姑婆祠に行くのでそれによいとしている。かつては、位牌がなく祭祀されない霊魂となると憂えたものだが、いまは姑婆祠では位牌をつくらず祭って貰えるので喜んでいられる。しかし、これは魂が落ち着くことになるのかどうかを知らないものである。

この史料が語るもの

この記事には姑婆祠だけがあつて、実家で祭祀をしないとしているが、『呉友如画宝』第十集下の「香閣結契」の記事には、広東から来た人の話として、結婚を拒否した女性たちが大体十人一組で義姉妹となり、死後は同じ墓に入り、「小さな廟を建てて、その中に十人の位牌を祀り、各家の兄弟の子もしくは孫に祭祀を行わせる」(立一小廟、供十人之位於其中、歲修祭祀責之各家兄弟之子若孫。)とあり、祭祀は実家が行う場合もあつたようである(21)。

また、この記事によれば、姑婆祠の建設を地元の郷紳が阻止しようとしたが、自梳女側はそれを拒絶する力を有していたことが分かる。さらに評語でも、自梳女は尼僧と同じく、生家一族の祠堂で祭祀すべきものであるというスタンスで書かれているが、片山氏によればその後も姑婆祠は維持されていたことが確認できるので(22)、郷紳や地方政府も認めざるをえない「力」を彼女たちは有していたと言える。

こうした「力」を彼女たちが有していた背景については、成田氏や相田氏によれば(23)、この地域で盛んな養蚕・製糸業などに彼女たちが関与して生活できていたこと、つまり、自梳女が存在しうる経済的な基盤があることが述べられており、絵にも糸織りの情景が描かれているので、養蚕・製糸業などの隆盛が関係していると考えられる。なお、未婚の女性に生きる道があるということは、娘が家族の負担になりにくいことも意味していると思われるので、溺女の習俗との関係性がどうなっていたのかという点についてさらに検証してみる余地があるように思われる。

史料III 『時事画報』買婢代嫁図——奴婢を買って嫁に代える——

標点文(原図説明文)

轎心姑婆。順德婦女、向不落家、近爲邑令所嚴禁。乃設一法抵制、名之曰轎心姑婆。以其私蓄、購一婢與己年相若者、

嫁時、己坐彩輿、別有青衣轎置婢。隨後、一行交拜禮、即乘青衣轎返母家、留婢以媵其夫、己則與夫家斷絕矣。上古之俗、知有愛不知有禮。此則知有禮不知有愛矣。夫婦之禮不可廢、夫婦之愛安可忌。胡轎心姑婆、竟不識有床頭夫婿也。婦女不落家之禁、彼既設一法以抵制、惡可不更設一法以泡製之也。是在出示嚴禁之父母官、尤在助官嚴禁之父母。

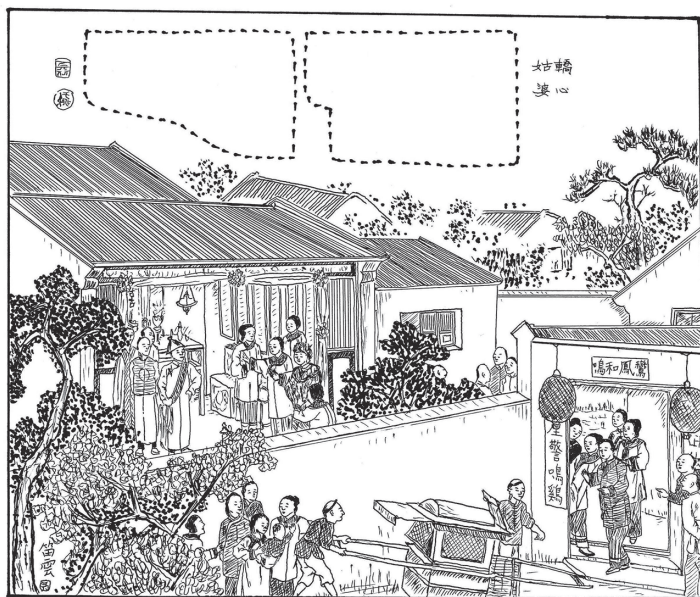
訓読文

轎心こしんの姑婆こば。順徳じゆんとくの婦女にょにょ、向むかに家いへに落おちらざるは、近ちかく邑令いへいの嚴禁げんきんする所と爲る。乃すなはち一法いつぽうを設たけて抵制ていしし、之これを名なづけて轎心こしんの姑婆こばと曰いふ。其その私蓄ししやくを以もつて、一婢ひとの己おのの年としと相若あひなせる者ものを購かひひ、嫁よめぐ時とき、己おのは彩輿さいよに坐まし、別わかに青衣せいいの轎こしん有りてに婢ひとを置おく。隨後すゑ、一ひとたび交拜禮かうはいれいを行なへば、即すなはち青衣せいいの轎こしんに乘のりて母家ははやに返かへり、婢ひとを留とどめて以もつて其その夫おとこに媵よし、己おのは則すなはち夫家おとこやと斷絶たんとつす。

上古じやうこの俗しやく、愛有あいゆうるを知しりて禮有れいゆうるを知らず。此こゝれ則すなはち禮有れいゆうるを知しりて愛有あいゆうるを知らず。夫婦ふうふの禮れいは廢やすべからず、夫婦ふうふの愛あいは安やすくんぞ忌いむべけんや。胡こぞ轎心こしんの姑婆こばは、竟つひに床頭しょうとうの夫婿せいせい有あるを識しらずや。婦女家にょにょやに落おちらざるの禁きん、彼かは既すでに一法いつぽうを設たけて以もつて抵制ていしするも、惡いづくんぞ更さらに一法いつぽうを設たけて以もつて之これを泡製ほうせいせざるべけんや。是こゝは出示しゆしし嚴禁げんきんするの父母ははふと官くわんに在あるも、尤もつとも官くわんを助たすけ之これを嚴禁げんきんするの父母ははふとに在あり。

絵の説明

絵には、新郎しんがうの屋敷やしきとそこに集あはる多くの人々たひなが描えかれてゐる。屋敷やしきの中央ちゆうがうの建物たてものの前まへで新郎しんがうが新婦しんぷの代わりとなる奴婢ぬひを迎むかへてゐる光景こうけいが描えかれ、また、右下したみぎの門かどの前まへには花嫁はなよめが実家まへやに歸かへるためにかごに乘のろうとしてゐる場面ばめんが描えかれてゐる。



演習に臨んで

この記事は、史料IIの記事にもある、結婚後、妻が妾を提供し、妻は死ぬまであるいは死ぬ直前まで夫の家に入らない不落夫家という行為とそれに対する地方政府の対応について書かれている。この記事の説明文では「順徳県の独身女子が奴婢を買って自分の代わりに人に嫁がせている情景である。尹燿の作画、『時事画報』丁未の年（一九〇七年）第一七期の刊行、潘達微・高剣父・何剣士・陳垣らの編集、光緒三十三年（一九〇七年）の石印本」と書かれている。

〈出示〉「布告を貼り出す」という意味。〈父母官〉知府・知県など直接人民を治める地方長官のこと。

現代語訳

花かごの中（傲慢な心という意味も含む可能性もあり）の姑婆。これまでの（広州府の）順徳県の婦女が夫の家に入らない風習については、近年知県が厳禁している。しかし方法を設けて抵抗していて、それを花かごの中の姑婆と言っている。自分の蓄えで、自分と年が同じくらいの奴婢を買っ

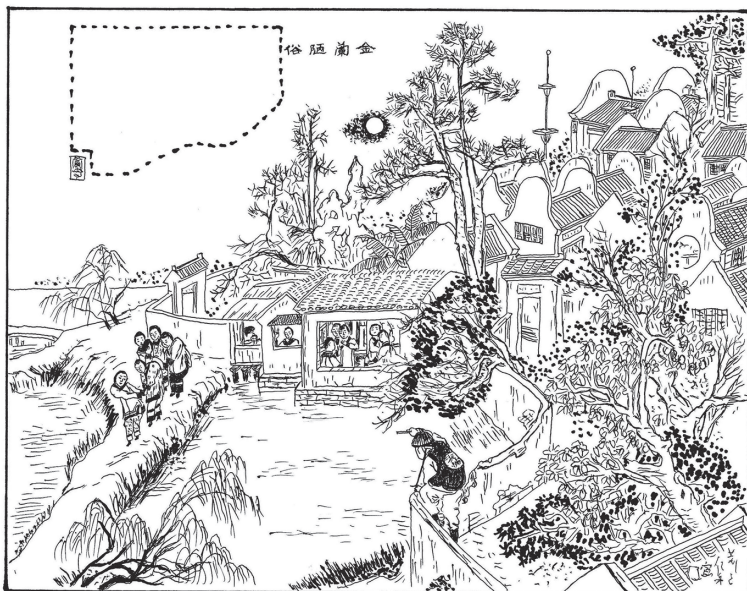
て、嫁ぐ時には、自分は花かごに乗り、別に下女のかごがあって奴婢を載せる。ついで後に、交拜の礼をすると、花嫁は下女のかごに乗って実家に帰り、奴婢を留めて新郎の媵（妾）とし、自分は嫁ぎ先と付き合わない。

上古の習俗では、愛があることを知っているが礼があることは知らない。これは礼があることを知って愛があるのを知らないというものである。夫婦の礼はなくすべきではないが、夫婦の愛をどうして嫌うのであろうか。どうして花かごの中の姑婆は枕元の夫君を知ろうとしないのか。婦女が夫の家に入らないことを禁止する件については、すでに方法を設けて抵抗しているので、どうしてさらに方法を設けてこれを制裁することができようか。この責任は布告を貼りだして厳禁する父母官にあるが、とりわけ官を助けて厳禁すべき父母にあるのである。

この史料が語るもの

成田静香氏が、呉鳳儀氏の研究に触れつつ、不落夫家には、親に婚姻を強制されてそれから逃れる場合と、親の同意を得て、親があらかじめ娘の代理を用意し、婚礼によって三人の男女を夫・妻・妾とし、婚礼の後、妾だけが夫家に暮らす場合があったと述べている⁽²⁴⁾。ここでは、あらかじめ奴婢を妾として準備していることから考えると、後者の事例であると考えられる。

そのため、評語では、それを容認している父母に責任があると指摘している。この記事を読むと、この慣行は、父母や新郎の家が容認しているようにこの地域で根付いたものであるため、父母官の布告で簡単に是正されるようなものではなかったことが窺える。なお、相田洋氏は、『呉友如画室』第十集下の「香閨結契」の記事を紹介しつつ、結婚拒否の風潮が大家出身で詩文に通じた娘たちの間から起こったとしているが⁽²⁵⁾、ここで娘の不落夫家を容認している家も富裕層の家であると考えられる。このようにもともと富裕層であったり、製糸業で財を得て、妾を用意して不落夫家ができる女性がいる一方で、奴婢で財がないがゆえに、妾になるしかない貧困層の女性がいたことも、清末広



東の女性の習俗を考える上で重要なポイントになると思われる。

史料IV 『賞奇画報』 单身同住図

——不婚女子の館——

標点文（原図説明文）

金蘭陋俗。易言金蘭、所以敦友誼也。然誤用之、反以妨風俗。如南番順等處之女子、其佔多數者也。緣三屬素業蠶桑、女伴釀貲置屋同居。其相約守貞、忽而變志者、無論矣。至若涕泣登車、預爲窮褲、迫歸寧不返、迫之生變、或則賠錢買妾、至死始歸夫家。貪纏姊妹之花、願痿雌雄之樹、嘉耦偏成怨耦、親家變作冤家。噫、是皆女學不明故耳。安得家庭教育家闡揚閨誼、取坊刻六女投塘諸曲本一掃而空之哉。

訓読文

金蘭の陋俗。易に金蘭と言ふは、友誼を敦くする所以なり。然れども之を誤用し、反つて以て風俗を妨ぐ。南・番・順等の處の女子の如きは、其の多數を佔める者なり。三屬の素より蠶桑を業とするに緣り、女伴貲もつてを釀きして屋を置き

同居す。其の相ひ守貞を約するも、忽ちにして志を變ふる者は論ずる無し。涕泣して車に登るが若きに至りては、預じめ窮褲こを爲り、歸寧に迫りて返らず、之に迫つて變を生じ、或は則ち錢を賸つくひて妾を買ひ、死に至りて始めて夫家に歸す。姉妹の花に纏まとふを貪り、雌雄の樹の痿なへるを願ひ、嘉耦ぐうは偏じて怨耦と成り、親家は變じて冤家と作る。噫、是れ皆女の學びて明らかならざるの故のみ。安くんぞ家庭の教育家は閨誠けいを闡揚せんようし、坊刻の六女投塘の諸の曲本を取りて一掃して之を空にせんや。

絵の説明

絵には、湖畔とおぼしき場所の住宅街の一角に女性が集う家があり、また、家の外にも女性たちの一群が歩いてゐる様子が描かれている。

演習に臨んで

『賞奇画報』にも史料Ⅱの記事と同様の不落夫家や自梳女に関する記事がある。ここで取り上げられているのは、成田静香氏が述べている姑婆屋という自梳女が集まって生活する家屋のことである⁽²⁶⁾。この記事の説明文には「広州府の女子の集団が家を買つて同居している情景である。鄭萇の作画、『賞奇画報』丙午の年(一九〇六年)第一期の刊行、張克誠、朱錫昌、霸倫、海仲らの編集、光緒三十二年(一九〇六年)の石印本」と書かれている。

〈金蘭〉金のように固く、蘭のようにかんばしいとても親しい交友を意味する言葉。金蘭之交などともいう。結婚を拒否する女性たちが義姉妹になることを金蘭の契りといい、また、金蘭の契りによる組織を金蘭会という⁽²⁷⁾。〈窮褲〉夫との交渉ができないようにびっちり縫いあわせたズボンのこと⁽²⁸⁾。〈坊刻〉民間で出版されているという意味。〈闡揚〉世の中にはっきりとあらわすこと。〈六女投塘〉六人の女性が塘(池)に身を投じるという意味。木魚歌とい

う広東語で語られる語り物のテキストである木魚書の一種の南音に関する書籍を扱う五桂堂が同名の書籍を出版している(29)。物語の詳細は未詳であるが、広州における「六女」の集団自殺の話としては、清代初期の三藩の乱の際に順徳県の「六女」が投水して集団自殺をした事件が最も有名で、王士禎の『池北偶談』巻十、六女に言及があり(ただし、自梳女とは無関係と思われる内容)(30)、また、プロテスタント宣教師のロバート・モリソンの『華英・英華字典第六冊』(一八二三年)に「六女投塘」の項目があること(31)を考えると、この事件のことを題材にした内容ではないかと考えられる。なお、その後、『点石齋画報』の「七死一生」や「好花同謝」の記事によれば金蘭の契りを結んで共同生活をしている女性たちの一員が結婚を強要された時に集団自殺をする事件が起きていることが確認でき(32)、また、彭敏哲氏が『時事画報』の「六女投塘惨劇」(『旧粵百態』には未収録)という六人の女性と一人の男性が池に身を投げている記事を紹介しているように(33)、この事件に触発されたと思われる金蘭の契りを結んだ女性たちの集団自殺がしばしば起きていた。ちなみに男性が一人加わっていることについては、身を投げる際に男性が一人加わると全員死ぬことができるとの伝承があったためと彭氏が述べている。(『曲本』演劇の物語内容を記した書物のこと)。

現代語訳

金蘭の悪習。『易』で金蘭とは友誼を敦くするという意味である。しかしこれを誤用して、かえって風俗を害している。南海県・番禺県・順徳県の女子の如きは、誤用が多数を占めている。三県の人々はもとから養蚕と桑の栽培を産業としているため、女性たちが金銭を出し合って屋敷を買って同居している。其の互いに貞を守ることを約束しても、たちまち志を変えてしまう者は問題ではない。(しかし)泣いて車に乗るような場合は、あらかじめズボンを作り、実家に行ったまま帰らず、心変わりをして、または金銭で妾を買い、亡くなって初めて嫁ぎ先に行く。姉妹の花にまわりつき、夫婦の樹が萎えることを願い、よい配偶者をうらみの配偶者に不当に変え、姻戚関係を仇の關係に変えて

しまう。ああ、これはみな女子たちが学んで悟らないことのためである。どうして家庭の教育者は女性の戒律を説いて聞かせ、民間で出版されている「六女投塘」の曲本を一掃して無くさないものであろうか。

この史料が語るもの

この記事の「金銭で妾を買ひ」という行為は、史料IIIの記事で取り上げられている妾を買って自分の代わりに妻の役割を果たさせる行為のことと考えられる。また、史料IIの記事でも示唆されているが、ここでははつきりと、製糸業が自活する女性たちの経済基盤になっていることが指摘されている。吳建新氏も南海県や順徳県では製糸業が農家の副業になったと述べており⁽³⁴⁾、また、上田慧氏は桑基魚塘というこの地域特有の農法が養蚕業の発展をもたらしたと述べている⁽³⁵⁾。

『賞奇画報』でも、『時事画報』と同様に問題の核心は自梳女を許している親にあるというスタンスで、家庭教育の改善を指摘している。さらに、ここでは「六女投塘」という木魚書の曲本(テキスト)が民間で出回っていて、それが自梳女の風潮を煽っていることが指摘されており、曲本の社会的な影響の大きさを窺い知ることができる。相田洋氏は、木魚書の中には、結婚を拒否して修業を続けて悟りを開き、女人を救済するという女人成道の物語があり、結婚を拒否する女性の間で愛好されていたと述べている⁽³⁶⁾。つまり、清末の広東には自梳女を煽る文芸が多く、それが自梳女の風潮を後押ししていたと言える。

史料V 『時事画報』 另娶妻室[㊦]——別に妻を迎える——

標点文(原図説明文)

不落家者看。歸寧不返、各縣多有此惡習、番禺沙菱兩司、此風亦盛。劉明府爲改良風俗起見、特出示嚴禁。略謂、婦



之歸寧不返者、準其夫另娶妻室、該婦不得爭論嫡庶。若因
此滋鬧、則拘該婦及其父兄到案嚴懲、以挽惡習。有何某者、
沙灣人也。以娶妻數年仍未落家、日昨來省娶婦、彩輿鼓樂
而歸、行謁祖禮如式。婦雖知之、然以示禁森嚴、不敢爭論、
唯深悼悔而已。

婦歸寧不返、此最妙之對待法也。然富者有餘貲以再娶。貧
者或恐不能、則各親友宜仗龐公之義、埋會以助之。家貧不
能養二婦、則前娶之婦概令大歸、養與葬均不之理。其初娶
者、則雖女子在父母前承認情願落家、乃迎接過門、謁祖時
宜效西式、當堂交換指環、由族長問明果屬兩相悅愛、乃使
下拜。否則停婚另娶、此風庶可稍挽也。若何某者、其首功
歟。

訓誦文

家おとこに落おとこらざる者よ、看よ。歸寧して返らざるは、各縣に多
く此の惡習有り、番禺の沙・菱の兩司は此の風亦た盛んな
り。劉明府風俗を改良するが爲めに起見し、特に出示して
嚴禁す。略に謂ふ、婦の歸寧して返らざる者は、其の夫の
別に妻室を娶るおとこを準し、該婦の嫡庶を爭論するを得ず。若

し此れに因りて滋鬧せば、則ち該婦及び其の父兄を拘して到案して嚴懲し、以て惡習を挽く、と。何某なる者有り、臺灣の人なり。妻を娶つて數年にして、仍ほ未だ家に落らざるを以て、日昨來省して婦を娶り、彩輿鼓樂して歸り、謁祖禮を行ふこと式の如し。婦の之を知ると雖も、然れども示禁の森嚴なるを以て、敢て爭論せず、唯だ深く悼悔するのみ。

婦の歸寧して返らざるは、此れ最妙の對待法なり。然して富者は餘貲の以て再娶する有り。貧者は或は能はざるを恐るれば、則ち各親友宜しく龐公の義を仗りて、埋會して以て之を助けよ。家貧しく二婦を養ふこと能はざれば、則ち前に娶るの婦概ね大歸せしめば、養と葬は均しく之を理せず。其の初めに娶る者は、則ち女子父母の前に落家を情願するを承認するに在ると雖も、乃ち迎接して門を過り、祖を謁するの時は宜しく西式に效ひ、當堂にて指環を交換し、族長の果たして兩相悅愛するに屬するかを問明して、乃ち下拜せしむ。否らざれば則ち停婚另娶し、此の風稍く挽くべきに庶きなり。何某の若き者、其の首功なり。

絵の説明

絵には、屋敷が大きく描かれ、その中で新郎と新婦が、多くの縁者や楽隊に囲まれて婚礼の儀式をしている様子が描かれている。右わきには三人の女性が描かれ、洋傘を持った若い女性が沈痛な表情を浮かべているので、これが不落夫家をした妻のようにも思われる。さらにその女性のわきには彼女をあざ笑うかのような表情の子供も描かれている。

演習に臨んで

史料IIからIVの記事で述べられている女性が結婚しても嫁ぎ先には住まない不落夫家という風潮への夫家の対応策

として、この記事では、夫が二人目の妻を迎えることができるようにする措置がとられたことを取り上げている。この記事の説明文では「番禺県の某が、妻が長年実家に住んでいたので、別に妻を娶った際の情景である。譚泉の作画、『時事画報』丁未の年（一九〇七年）第一〇期の刊行、潘達微、高剣父、何剣士、陳垣らの編集、光緒三十三年（一九〇七年）の石印本」と書かれている。

〈司〉ここでは巡検司のこと。巡検司とは各県の交通上あるいは治安上の要所に設置され、盗賊の捕縛などを担当した地方官庁のこと。〈明府〉知県（県知事）の雅称。〈龐公之義〉後漢末の龐徳公が司馬徽を水鏡と称え、司馬徽も龐徳公に兄事して龐公と呼び、親交を深めていた故事のこと（『後漢書』逸民列伝、第七三、龐公）。

現代語訳

嫁ぎ先に行かない者よ、見なさい。里帰りをして嫁ぎ先に帰らないという悪習は各県に多く見られるが、（広州府）番禺県の沙頭と菱塘の両巡検司の管轄下でもこの風潮が盛んである。劉知県は風俗を改善するために特別に布告を出して厳禁した。その概要は「婦人で里帰りをして帰らない者は、その夫が別に妻を迎えることを許し、その婦人は（子供の）嫡庶を争ってはいけない。もしこれによって騒ぎを起こしたならば、その婦人および父兄を拘束して取り調べて厳罰に処して悪習を改善する」といったことである。沙湾の何某なる者がいて、妻を娶って数年たつが、また嫁ぎ先に来ないので、昨日省都に来て嫁を娶り、花かごや楽隊を伴って帰り、通例どおり祖先への儀礼を行った。妻はこれを知ったけれども、布告が厳格なために、あえて裁判で争わず、ただ深く後悔するしかなかった。

妻が里帰りをして帰らないことに対しては、これが最善の対処法である。これにより富裕な者は金銭的余裕があるので再婚できる。貧しい者ができないと心配するのであれば、親戚友人が龐公の義によって、この穴埋めをして助けるようにせよ。家が貧しくて二人の妻を養うことができないのであれば、本当に離縁させれば、養うことと葬祭につ

いて言い争いにはならない。その最初の妻が自分の両親の前で落家すると願って確認したとしても、出迎えの儀式を経て、祖先に拝謁する際には、西洋式に倣い指輪を交換し、族長が互いの愛情を確認してから拝礼を行わせる。愛情がないのであれば、結婚を解消し別に妻を迎えるようにすれば、この風潮も段々と廃れてゆくであろう。何某という者は最初の殊勲者である。

この史料が語るもの

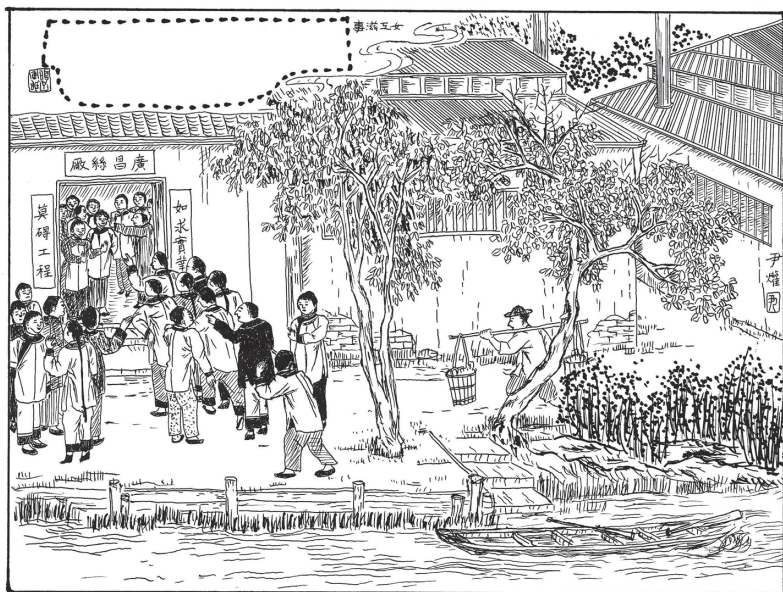
妻をもちながら別の女性を妻とする重婚という行為については、清代の刑法典である『大清律例』卷十、戸律、婚姻、妻妾失序に「若有妻更娶妻者亦杖九十」(『説例存疑』卷十より)とあるように、国家により禁じられていたが、この記事には、妻が嫁ぎ先に居住しておらず、妻としての役割を果たしていないことが明白なので、知県が特例として許可をすることで、不落夫家の風潮に対処しようとしたことが書かれている。

なお、地方官の布告は官庁の壁に貼られるが、文字を読めない人々が多いという当時の状況を考えると、庶民に広くその内容を徹底するのは難しかったと思われる。画報という媒体で告示の内容が分かりやすく広められていることからすると、地方官の告示を広く地域社会に浸透させる手段として、画報が補完的な役割も果たしていたことがこの記事から窺える。

史料VI 『賞奇画報』 女工罷工図・女工反抗克扣図——女工による抗議暴動——

A 「女工罷工図」

標点文 (原図説明文)



女工滋事。吾粵蠶桑之利、首推順德容桂一帶。絲廠林立、繅絲均靠女工。每廠用數百人不等。亦婦女輩一大利權也。邇來女工忽停工要挾加價、連日糾衆滋擾。凡同類有照常工作者、即行截毆。廿一日截廣昌號、廿三日之截永昌成、尤爲洶湧。歹類因而叢集、輒思乘間掠奪、各絲僑勢頗岌岌。鑄按、天下事、利弊恆有相倚伏。順邑婦女多能自食其力、本絕佳事、而每緣此釀成歸寧不返惡習。此次肇事、尤望賢有司亟行解散、毋使絲僑停工影響及於于銀業也。

訓読文

女工の滋事。吾が粵の蠶桑の利、順徳の容桂一帯を首推す。絲廠林立し、繅絲は均しく女工に靠る。每廠數百人不等を用ひ、亦た婦女輩の一大利權なり。邇來女工忽に停工して加價を要挾し、連日糾衆滋擾す。凡そ同類の常に照らして工作せし者有らば、即ち截毆を行ふ。廿一日は廣昌號を截し、廿三日の永昌成を截するは、尤も洶湧たり。歹類因りて叢集し、輒ち間に乘じて掠奪せんことを思ひ、各絲僑の勢は頗る岌岌たり。

鑄按するに、天下の事、利弊は恆に相ひ倚伏有り。順邑の

婦女は多く能く自ら其の力に食^たるは、本より絶佳の事なるも、毎^{ごと}に此れに縁^よりて歸寧して返らざるの悪習を醸成す。此次の聲事^{ちやうじ}、尤も望むらくは賢有司^{すみやか}の亟^まに解散を行ひ、絲僞^{けつ}停工して、影響を銀業に及ばしむること母かれ。

絵の説明

絵には「廣昌絲廠」との扁額がある建物^たが中央にあり、その入口付近に多くの女工が押しかけて責任者とおぼしき人物とやりあっている様子が描かれている。

演習に臨んで

史料IVの記事では、広東の順徳県の女性たちが自活して不落夫家をする背景にこの地で盛んになった製糸業があることが書かれているが、清末にはこの地に製糸工場が建設され、そこでは多くの女工たちが働いていた。彼女たちは言われるがままに働く、ものが言えない労働者というのではなく、自らの待遇改善を求めて皆で抗議活動も行うような主張する女性たちでもあった。この記事では、賃金の値上げを要求する情景を紹介している。

この記事の説明文では「順徳県の製糸工場の女工のストライキの情景を描いたものである。尹燿の作画、『賞奇画報』丙午の年（一九〇六年）第一五期の刊行、張克誠、朱錫昌、霸倫、海仲らの編集、光緒三十二年（一九〇六年）の石印本」と書かれている。

〈廣昌號〉光緒十年（一八八四年）創業の香港の老舗企業。〈絲僞〉製糸工場のこと。〈倚伏〉『老子』五八の「禍兮福之所倚、福兮禍之所伏」が出典。幸福と不幸がかわるがわる生じるといふ意味。

現代語訳

女工が騒ぎを起こす。我が広東の養蚕と桑の栽培の利益は、順徳県の容桂一帯が一番である。製糸工場が林立しており、製糸は皆女工が担っている。工場ごとに数百人前後が使われていて、婦女たちの一大利権となっている。近來女工がにわかに操業を停止し、賃金の値上げを強要して、連日集まって騒ぎを起こしている。同僚でいつものように仕事をする者がいるとはばんで殴る。二十一日には広昌号の業務をはばみ、二十三日には永昌成の業務をはばみ、勢いが盛んである。悪党がこれにかこつけて集まって、間に乘じて掠奪を行い、各製糸工場で危ういこととなっている。(編集者の)「鑄」の評語…天下の事、利と弊はお互いに代わる代わる生じるものである。順徳県の婦女で自活できている者が多いのは、本来とても良いことであるが、つねにこのことから里帰りして嫁ぎ先に帰らない悪習が醸成されている。今回の事件は、徳があり賢い官員が速やかに解散させて、製糸工場が操業を停止して銀業に影響がないようにした方がよい。

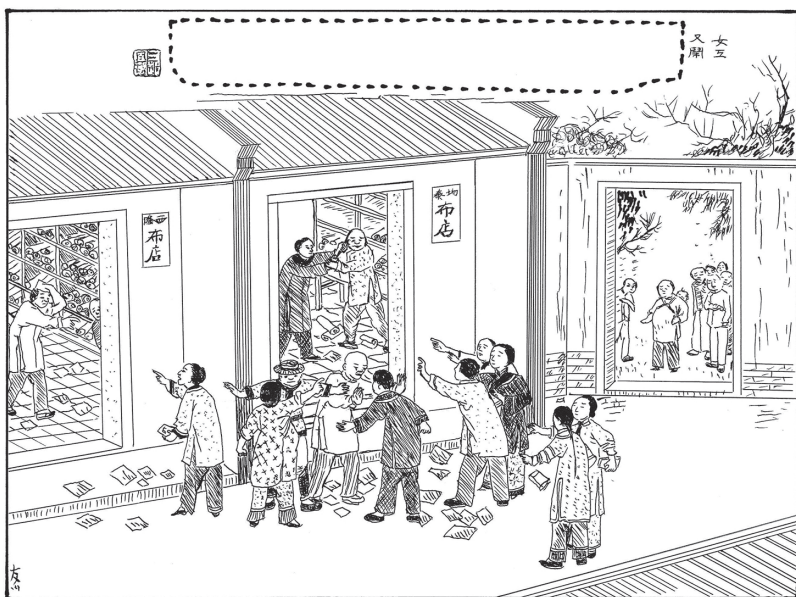
B 「女工反抗克扣図」

標点文(原図説明文)

女工又鬧。西南布行違例剋扣女工、娘子軍大憤。月之初二日、糾集數百人、群起與布店爲難。各皆手持扁擔、身懷利剪、先向均泰店司事理論。該司事出言稍褻、女工隨剪其辮、並將各布店毀拆。人聲洶湧、異常震動。巡警出而干涉、女工即當頭棒喝、率無如之何。現下事尙未了、聽候調處云。
濫按、衆怒難犯、此語誠確。勿謂娘子軍中無人也。

訓読文

女工又た鬧さわぐ。西南布行例に違ひて女工を剋扣し、娘子軍大いに憤る。月の初二日、數百人を糾集し、群起して布店



に難を爲す。各皆手に扁擔たんを持ち、身に利剪せんを懐ふところにし、先に均泰店の司事に向かひて理論す。該司事の出言稍せうや褻せうなるに、女工隨ひて其の辮を剪り、並びに各布店を將て毀折す。人聲洶湧し、常と異なりて震動す。巡警出でて干涉するに、女工即ち當頭棒喝し、率ね之を如何ともする無し。現下事尙ほ未だ了らず。調處を聽候す。
 濫按するに、衆怒は犯し難く、此の語誠に確なり。娘子軍の中に人無きと謂ふ勿れ。

絵の説明

絵には「均泰布店」の建物が中央にあり、店員と女工が小競り合いをし、責任者の辮髪が女工により切られている情景が描かれている。また、左側の「西隆布店」と書かれた別の店でも店員と女工が言い争っており、右側の門の外側では不安げに見ている男性の野次馬が描かれている。

演習に臨んで

『賞奇画報』にはピンはねをされたことに怒った女工たちが同じ年に再び騒ぎを起こしたことを取り上げた記事もあ

る。この記事の説明文では「広東の某布行の女工が集団でピンはねに反抗している情景を描いたものである。呉俊の作画、『賞奇画報』丙午の年（一九〇六年）第一期の刊行、張克誠、朱錫昌、霸倫、海仲らの編集、光緒二十二年（一九〇六年）の石印本」と書かれており、Aの記事と同様の制作チームが手掛けたものであることが分かる。

〈扁擔〉天秤棒のこと。〈巡警〉清末に設立された近代的な警察のこと。〈當頭棒喝〉頭ごなしにびしゃりとやるといった意味の言葉。〈衆怒難犯〉『春秋左氏伝』襄公十年「衆怒難犯、專欲難成」（大勢の人間の怒りには抵抗しがたく、自分一人の欲望を遂げようとしてもむずかしい。）が出典。

現代語訳

女工がまた騒ぎを起こす。西南布行が通例に違えて女工からピンはねをし、娘子軍（女工のデモ隊）が大いに憤った。今月二日に、数百人が集まって、決起して布店と紛争になった。各々皆手には天秤棒を持ち、ハサミをふところに入れ、まず均泰店の責任者と言い争いをした。その責任者がすこし卑猥な言葉を言うと、女工がその辮髪を切り落とし、各布店を打ち壊した。大声をあげて、いつにないような騒ぎとなった。警察が介入したが、女工はびしゃりとやりこめ、ほとんどどうにもできなかった。現在いまだに収束しておらず、仲裁を待っている状態である。

（編集者の）「淮」の評語：「大勢の人間の怒りには抵抗し難い」とはまったくその通りである。娘子軍の中にひとかどの人物がいらないと言ってはいけない。

この史料が語るもの

これらの記事だけでは、当時の製糸工場の女工たちの待遇がどのようなものであったのかは分からないが、集団で賃金の値上げを要求し、また、ピンはね行為に抗議しているところからすると、低賃金で時としてピンはね行為が行

われるような劣悪な労働環境であったことが窺え、それはまた『賞奇画報』の編集者が「衆怒は犯し難いとはまったくその通りである」と暴動を起こした女工側の肩を持っていることから窺える。

しかし、女工たちはそうした不当な待遇に甘んじて泣き寝入りするわけではなく、集団で立ち向かい、警察もたじたじとなつていくことから、女工たちは時として上に立ち向かうような主張する女性たちであったことがこの記事から分かる。なお、『賞奇画報』の編集者たちは、女性たちが製糸業により経済力をつけて自立しつつあることを、不落夫家につながるもの、抗議暴動は官員が沈静化させるべきとの批評をしつつも、それは「絶佳の事」と述べ、また、ピンはねへの抗議に同情する姿勢を示しているように、女工の自立化を好意的に受け止めている。

おわりに

本章では、『時事画報』や『賞奇画報』の記事の女性の習俗に関する記事を読みながら、清末の広東の女性たちの様々な習俗とそれがもたらす社会問題、そしてそれへの地方政府の対応などについて考えてみた。

清末広東の順徳県や南海県などでは、女性たちが製糸業に関わることにより、経済的に自立化してゆく現象があり、それにより、自梳女と呼ばれる結婚をしないで女性同士で集団生活をする女性や、結婚しても妾を用意して差し出すなどして嫁ぎ先にはゆかない不落夫家をする女性が登場していたが、画報の記事を見ると、通常の結婚観から逸脱したこうした行為は知識人たちからは好ましくないものと受け止められていたことが分かる。また、画報には、こうした事態に対して、地方官は、通常は重婚罪に問われるような第二の妻を迎えてもよいとの布告を出すなどの対抗策も打ち出していることが書かれ、画報の編集者もそれを画報で取り上げて、人々への啓蒙を図っていることが分かる。さらには、問題の核心がそれを許している親たちにあるとの認識をもっていたことも確認できる。こうしたことから、清末の広東では、女性たちにとって妻としての生活は大きな負担を強いられるものと思われていたことも窺える。

また、女性たちが働いていた製糸工場はピンはねなどが横行する劣悪な労働環境であったが、その一方で、製糸業による経済力を背景に、女性たちの社会的影響力は高まっており、儒教的な家族観や仕事場での低い待遇などに果敢に挑戦する〈強い〉女性たちも多くいて、単純に男尊女卑の中で〈弱い〉立場にあったとは言えない面があったことも分かる。なお、製糸業により財を得て、自分の代わりの妾を用意して不落夫家ができる女性たちがいる一方で、不落夫家どころではなく、妾になるしかない貧しい奴婢の女性たちがいたことも見逃せない点である。

さらに画報史料の中で自梳女・不落夫家現象についての記事が多く取り上げられているという事実から、当地でのこれらの現象に対する人々の関心の高さと問題の社会的な重みが窺える。また、評語から現場の知識人の認識には、自梳女や不落夫家に対しては批判的ではあるものの、女性の経済的な自立化や女工の待遇改善については好意的な姿勢が見られることも確認できる。

一方、歴史史料としての画報史料の性格について言えば、画報がどのような人々に読まれていたのかという点についても考えてみる必要がある。その状況は判然としないが、やはり絵がついていることから、文字が読める人々だけではなく、文字が読める人が読めない人に読み聞かせる場面もあったと考えられ、文字のみの媒体よりはより広い読者を得ていたことが容易に推測される。

つまり、画報は文字だけの記事より、庶民にとって身近で社会的な影響力が高い媒体であり、絵画で情景も把握することができるため、一般の文字だけのものより、社会問題についてより幅広く容易に理解できる媒体であったと考えられる。こうした点から考えると、画報史料は、文字のみの史料よりも、より社会性がある史料であると言える、画報以外の史料からでは分からない地域社会の様々な現象や問題を考える上で有益な史料であると考えられる。

なお、清末広東の女性の習俗について書かれた史料としては、広東省の潮州府で布教活動をしていた女性宣教師のアドル・M・フィールドが書いた書物²⁷もあり、女性をめぐる問題について様々な視点から触れられており参考に

なる。

註

- (1) 広東省立中山図書館編『旧粵百態——広東省立中山図書館蔵晚清画報選輯——』（中国人民大学出版社、二〇〇八年）。
- (2) 中野美代子・武田雅哉『世紀末中国のかわら版——絵入新聞「点石齋画報」の世界——』（福武書店、一九八九年）。
- (3) 相田洋『中国生業図譜——清末の絵入雑誌『点石齋画報』で読む庶民の「なりわい」——』（集広舎、二〇二〇年）。
- (4) 大澤正昭『妻と娘の唐宋時代——史料に語らせよう——』（東方書店、二〇二二年）。
- (5) 拙稿「コラム・纏足」（小浜正子編『ジェンダーの中国史』、勉誠出版、二〇一五年所収）参照。
- (6) 本章で取り上げた史料Ⅱ・Ⅲ・Ⅴについては、喬玉紅『古代嶺南女性社会形象研究』（齐鲁書社、二〇一七年）にも図版と標点文が掲載されている（Ⅱの記事…二二二頁～二二三頁、Ⅲの記事…二三四頁、Ⅴの記事…二六一頁～二六二頁）。
- (7) 珠江デルタの開発については以下の文献等参照。上田慧「中国・珠江デルタにおける順徳（Shunde）の歴史的位置に関する諸問題」（『同志社商学』五七、二〇〇五年）。吳建新『明清広東的農業与環境——以珠江三角洲为中心——』（広東人民出版社、二〇一二年）。片山剛『清代珠江デルタ甲制の研究』（大阪大学出版会、二〇一八年）。
- (8) 岸本美緒「妻を売ってはいけなやか？——明清時代の売妻・典妻慣行——」（『中国史学』八、一九九八年、改訂の上、同著『礼教・契約・生存——明清史論集二——』、研文出版、二〇二〇年に収録）。
- (9) Matthew H. Sommer. *Polyandry and Wife-Selling in Qing Dynasty China: Survival Strategies and Judicial Interventions*, Oakland: University of California Press, 2015.
- (10) 成田静香「自梳女の家——広東の婚姻文化——」（関西中国女性史研究会編『ジェンダーからみた中国の家と女』、東方書店、二〇〇四年所収）。
- (11) Janice E. Stockard. *Daughters of the Canton Delta: Marriage Patterns and Economic Strategies in South China, 1860—1930*, Stanford: Stanford University Press, 1989.
- (12) 相田洋「金蘭会・宝巻・木魚書——中国における結婚拒否運動と民衆芸——」（『柳田節子先生古稀記念・中国の伝統社会と

- 家族」汲古書院、一九九三年、後に「結婚を拒否した女たち——金蘭会・宝巻・木魚書——」と改題のうえ同著『異人と市——境界の中国古代史——』、研文出版、一九九七年に収録。
- (13) 相田洋『中国妖怪・鬼神図譜——清末の絵入雑誌『点石齋画報』で読む庶民の信仰と俗習——』（集広舎、二〇一五年）二七三頁。
- (14) 劉正剛・喬玉紅『明清珠江三角洲女性形象建構研究——以吳妙靜、黃惟德、李晚芳為例——』（社会科学文献出版社、二〇一九年）。
- (15) 片山剛「死者祭祀空間の地域的構造——華南珠江デルタの過去と現在——」（江川温ほか編『死の文化誌——心性・習俗・社会——』、昭和堂、二〇〇二年所収）。
- (16) 向尚等『西南旅行雑写』（中華書局、一九三七年）、日本語訳（河上純一訳）『西南支那踏査記』（大東出版社、一九四〇年）。
- (17) 何仙姑については窪徳忠『道教の神々』（平河出版社、一九八六年）一九二頁など参照。
- (18) Stockard 氏前掲 *Daughters of the Canton Delta*、片山氏前掲「死者祭祀空間の地域的構造」。
- (19) 湯山千里「自梳女研究に関する覚書」（『山名弘史教授還暦記念・法政大学東洋史論集』、山名弘史教授還暦記念事業実行委員会、二〇〇二年所収）。
- (20) 滋賀秀三『続・清代中国の法と裁判』（創文社、二〇〇九年）の三四頁には「地方世話役や同族長老その他当事者の周囲の者が公益的見地から何事かを申し立てる場合に用いる書式」とある。
- (21) 相田氏前掲『中国妖怪・鬼神図譜』二七五頁参照。
- (22) 片山氏前掲「死者祭祀空間の地域的構造」。
- (23) 成田氏前掲「自梳女の家」、相田氏前掲「金蘭会・宝巻・木魚書」。
- (24) 成田氏前掲「自梳女の家」。
- (25) 相田氏前掲『中国妖怪・鬼神図譜』二七五頁。
- (26) 成田氏前掲「自梳女の家」。
- (27) 相田氏前掲『中国妖怪・鬼神図譜』二七四頁、相田氏前掲「金蘭会・宝巻・木魚書」、張傑「金蘭契研究」（『中国社会歴史評論』二〇〇五年第三期）等参照。

- (28) 小野和子『中国女性史——太平天国から現代まで——』(平凡社、一九七八年)一六四〜一六五頁参照。
- (29) 波多野太郎『道情彈詞木魚書』(同著『中国文学史研究——小説戯曲論攷——』、桜楓社、一九七四年所収)の中で紹介している五桂堂の出版目録の内容の中に「六女投塘 二本」との記述がある。木魚書については、相田氏前掲「金蘭会・宝巻・木魚書」参照。
- (30) 『池北偶談』巻十、六女「廣州順德縣李氏簡姑定姑介姑潔姑寅姑璇姑、遭滇寇之亂、誓志同死、聯臂投淵」。なお、梁紹壬の『兩般秋雨盒隨筆』巻五、六女にも言及がある。
- (31) Robert Morrison. *A Dictionary of the Chinese Language, in three parts: part the third, English and Chinese*. London: Black, Parbury, and Allen, 1822.
- (32) 相田氏前掲『中国妖怪・鬼神図譜』二七六頁参照。
- (33) 彭敏哲「自梳女・女学生・武女——近代画報中女性形象的他者建構——」(『中国語言文学研究〈社会科学文献出版社〉』二〇一二年春之巻)。
- (34) 吳氏前掲『明清広東的農業与環境』第四章、第二節、二、南海・順德蚕農的副業生産。
- (35) 上田氏前掲「中国・珠江デルタにおける順德(Shunde)の歴史的位置に関する諸問題」。なお、上田氏は桑基魚塘を蚕基魚塘と記している。
- (36) 相田氏前掲『中国妖怪・鬼神図譜』二七三頁。
- (37) アデル・M・フィールド(蒲豊彦訳)『私がクリスチャンになるまで——清末中国の女性とその暮らし——』(東方書店、二〇一二年)。